

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表					別表				
1・2〔略〕					1・2〔略〕				
3 建築・都市計画・土木関係					3 建築・都市計画・土木関係				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期	番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ～ 2.2	〔略〕				1 ～ 2.2	〔略〕			
2.3	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。	〔新設〕				
2.3 の2	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。	2.3	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
2.4 ～ 4.2 の2	〔略〕				2.4 ～ 4.2 の2	〔略〕			
4.3	建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1件につき、建築物の数が1又は2である場合にあっては82,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては82,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	認定申請のとき。	4.3	〔同左〕	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	〔同左〕	〔同左〕
4.4	〔略〕				4.4	〔略〕			
	建築基準法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に	一団地内において建築等をする1又は2以上の構えを成	1件につき、建築物の数が1又は2である場合にあっては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては238,000円に2を超える建築物の数に2	許可申請のとき。		〔同左〕	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物	〔同左〕	〔同左〕

44 の2	対する審査	す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	9,000円を乗じて得た額を加算した額	
44 の3	〔略〕			
45	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等は増築等の認定申請手数料	1件につき、建築物の数が1である場合にあつては82,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては82,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	認定申請のとき。
45 の2	建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく建築物の新築又は増築等に関する特例の許可の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料	1件につき、建築物の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額	許可申請のとき。
46 ~ 86	〔略〕			

44 の2				の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	
44 の3	〔略〕				
45	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	1件につき、建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては82,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては82,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額		〔同左〕
45 の2	建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料	1件につき、建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額		〔同左〕
46 ~ 86	〔略〕				

付 則

この条例は、公布の日から施行する。